

社会福祉審議会規則の一部改正について (報告)

～こども誰でも通園制度実施にあたって～

こども誰でも通園制度【令和8年4月～】の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる制度



対象児童

生後6ヶ月～
満3歳未満の未就園児



利用時間

月10時間まで

1 規則改正に係る根拠法

○新児童福祉法第34条の15

市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令に定めることにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第4号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。1～4（略）

④ 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

本市では社会福祉審議会児童福祉専門分科会が該当する

⑤ 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。

以下（略）

1 規則改正に係る根拠法

○新児童福祉法第34条の17

市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 市町村長は、前項に規定する場合において家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、その家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の制限又は停止を命ずることができる。

社会福祉審議会規則の一部改正

2 規則改正（案）

改正案	現 行
<p data-bbox="168 395 571 424">○寝屋川市社会福祉審議会規則</p> <p data-bbox="837 450 1097 539">平成31年 3月29日 規則第50号</p> <p data-bbox="76 627 376 659">第1条～第5条（略）</p> <p data-bbox="91 684 277 716">（専門分科会）</p> <p data-bbox="76 743 248 775">第6条（略）</p> <p data-bbox="76 802 338 834">(1)・(2)（略）</p> <p data-bbox="76 861 454 893">(3) 児童福祉専門分科会</p> <p data-bbox="76 920 181 952">ア（略）</p> <p data-bbox="76 979 1097 1062">イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項</p> <p data-bbox="76 1096 248 1128">ウ・エ（略）</p> <p data-bbox="76 1155 1097 1238">オ 家庭的保育事業者又は乳児等通園支援事業者等に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項</p> <p data-bbox="76 1272 248 1303">カ～コ（略）</p> <p data-bbox="76 1331 210 1362">(4)（略）</p> <p data-bbox="76 1390 371 1422">第7条・第8条（略）</p> <div data-bbox="495 783 1086 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="510 807 1070 927">第34条の15の規定に「乳児等通園支援事業」が追加されているため、認可に関する事項は現行のまま。</p></div>	<p data-bbox="1216 395 1619 424">○寝屋川市社会福祉審議会規則</p> <p data-bbox="1886 450 2145 539">平成31年 3月29日 規則第50号</p> <p data-bbox="1126 627 1426 659">第1条～第5条（略）</p> <p data-bbox="1142 684 1328 716">（専門分科会）</p> <p data-bbox="1126 743 1299 775">第6条（略）</p> <p data-bbox="1126 802 1388 834">(1)・(2)（略）</p> <p data-bbox="1126 861 1505 893">(3) 児童福祉専門分科会</p> <p data-bbox="1126 920 1232 952">ア（略）</p> <p data-bbox="1126 979 2157 1062">イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項</p> <p data-bbox="1126 1096 1299 1128">ウ・エ（略）</p> <p data-bbox="1126 1155 2157 1238">オ 家庭的保育事業者_____等に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項</p> <p data-bbox="1126 1272 1299 1303">カ～コ（略）</p> <p data-bbox="1126 1331 1258 1362">(4)（略）</p> <p data-bbox="1126 1390 1422 1422">第7条・第8条（略）</p>